議案第6号

教育職員手当等支給規則等中改正について

教育職員手当等支給規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月7日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則等の一部を改正する規則

(教育職員手当等支給規則の一部改正)

第1条 教育職員手当等支給規則(昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第2号様式中「学校長名 印」を「学校長名 」に改める。

(横須賀市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 横須賀市教育委員会公告式規則(昭和27年横須賀市教育委員会規則第 1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「年月日」を「公表の年月日」に、「記入し、その印を押 さなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

(横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 (平成12年横須 賀市教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「学校長 即」を「学校長 に改める。

第5号様式(表)中「小学校長 印」を「小学校長 」に改める。

第6号様式(表)中「中学校長 印」を「中学校長 」に改める。

第7号様式(表)、第8号様式及び第9号様式から第13号様式までの規定 中「学校長 印」を「学校長 」に改める。

第16号様式中「担任

(印)」を「担任

」に改め

る。

第19号様式から第23号様式(表)までの規定中「学校長 印」を「学校長」に改める。

(横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横 須賀市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「横須賀市立横須賀総合高等学校 長 同」を「横須賀市立横須賀総合高等学校長」に改める。 める。

第6号様式(表)、第7号様式から第11号様式までの規定及び第19号様式から第23号様式(表)までの規定中「横須賀市立横須賀総合高等学校長 同」を「横須賀市立横須賀総合高等学校長」に改める。

(横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則 (平成12年横須賀市教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定、第5号様式、第6号様式(表)、 第7号様式から第10号様式までの規定及び第14号様式から第18号様式(表) までの規定中「幼稚園長 即」を「幼稚園長 」に改める。

(横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則(平成15年横須賀市 教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定及び第5号様式から第8号様式までの規定中「横須賀市立看護専門学校長 印」を「横須賀市立看護専門学校 長 」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市立学校から教育委員会宛てに提出する文書について、学校長印等の押印不要とするため。

(産業教育手当の届出)

第10条 教育職員に新たに産業教育手当の支給を受けるべき理由の生じたとき、又は既に産業教育手当の支給を受けている教育職員について第3条各号の時間数に変更を生じたとき、若しくは第7条各号の理由により産業教育手当の支給に関して変更を生じたときは、校長は、直ちに産業教育手当支給対象者支給変更報告書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第2号様式

産業教育手当支給対象者 支 給 変 更

職名	氏 名	担 当 業 時間数 (1週間)	科に・	伴う教 ついて 担当授業 時間数に 対する率 % %	基本勤 務時間 数 (1週間) 44時間 44時間	勤 務 実習を伴う 教科担当時 数 (A)	時間数 附随する 勤務時数 (B)	て 基本勤務 時間数に 対する率 % %	手当ない 出版 日数	支給の 研修 日数	対象と 由 勤務し なかか た日数	備 考担当教科目(学年)時間数
				% % % %	44時間 44時間 44時間 44時間 44時間			% % % %				

上記の通り報告します。

年 月 日



横須賀市教育委員会殿

第4条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程その他で公表を要するものは、公表の旨の前文、年月日及び教育委員会の教育長名を記入し、その印を押さなければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定その他に準用する。

公表の

(休業日)

- 第3条 施行規則第61条第3号(施行規則第79条において準用する場合を含む。) の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 市制施行記念日
 - (2) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (3) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで
 - (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
 - (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (6) その他校長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は前年度に授業 日変更申請書(第1号様式の2)を提出し、教育委員会の承認を受けて、全部又 は一部の学年について同項第2号から第5号までに規定する休業日の一部を授 業日とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

(振替授業)

- 第4条 校長は、運動会、文化祭その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の 実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業することができる。
- 2 校長は、前項の恒常的行事以外に休業日に授業を行い、又は授業日に休業 しようとするときは、実施日の7日前までに振替授業届出書(第2号様式)によ り教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業)

- 第5条 校長は、施行規則第63条(施行規則第79条で準用する場合を含む。)に 規定する臨時休業を行ったときは、直ちに臨時休業報告書(第3号様式)によ り教育委員会に報告しなければならない。
- 2 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症(以下この条において「感染症」という。)による児童生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)の欠席者数及びり患状況を勘案して学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業を行うことが

できる。

- 3 校長は、前項の臨時休業を行うときは、事前に教育委員会に連絡するとともに、第1項の報告をしなければならない。
- 4 教育委員会は、地域における感染症のまん延状況により必要と認めたときは、第2項の規定にかかわらず、学校保健安全法第20条に規定する臨時休業 を行うことができる。

(教育課程の編成)

第7条 校長は、新年度において実施する学校の教育課程を、施行規則第52条 又は第74条に規定する基準により編成し、学年開始後、4月末までに教育課 程編成報告書(小学校用)(第5号様式)又は教育課程編成報告書(中学校用)(第 6号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

(校外行事等)

- 第8条 校長は、遠足、修学旅行、キャンプその他の校外行事については、教育委員会が別に定める基準により計画するものとする。
- 2 校外行事及び校内行事の承認又は届出の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 宿泊を伴う校外行事及び校内行事は、実施日の20日前までに校外(内)行事実施承認願・届出書(第7号様式)により教育委員会の承認を受けること。
 - (2) 宿泊を伴わない校外行事は、実施日の7日前までに第7号様式により教育委員会に届け出ること。
 - (3) 児童生徒の保護者から経費を徴収しない校外行事及び宿泊を伴わない校内行事は、承認又は届出の必要はない。
- 3 校長は、教育委員会が別に定める基準により難い校外行事及び校内行事の ときは、実施について事前に教育委員会と協議を行わなければならない。
- 4 校長は、修学旅行又はキャンプの目的地を新規に計画するときは、修学旅行については実施日の6箇月前、キャンプについては実施日の2箇月前で、目的地を決定する以前に新規計画書を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 対外運動競技を行う地域の範囲は、原則として小学校は市内、中学校は県内とし、この場合は承認又は届出の必要はない。
- 6 前項の規定により難い対外運動競技の承認又は届出の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 市外で行われる小学校の対外運動競技は、実施日の7日前までに第7号様

式により教育委員会に届け出ること。

(2) 県外又は宿泊を伴う中学校の対外運動競技は、実施日の7日前までに第7 号様式により教育委員会の承認を受けること。

(性行不良による出席停止)

- 第9条 校長は、法第35条第1項に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う 等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒の保 護者に対し、同項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定により当 該児童生徒の出席停止を命ずる必要があると認めるときは、出席停止に関す る意見書(第8号様式)により、教育委員会に対し意見を述べるものとする。
- 2 教育委員会は、前項の意見を受け、出席停止を命じようとする場合は、正 当な理由なく意見の聴取に応じないときを除き、あらかじめ当該児童生徒の 保護者に出席停止の趣旨を説明し、その意見を聴取したうえで、出席停止命 令書(第8号様式の2)により、当該児童生徒の出席停止を命ずるものとする。
- 3 校長は、出席停止を命ぜられた児童生徒について、その解除を適当と認めるときは、教育委員会に対し意見を述べるものとする。
- 4 教育委員会は、前項の意見を受け、出席停止の命令を解除する場合は、出席停止命令解除通知書(第8号様式の3)により、当該児童生徒の保護者に通知するものとする。

(感染症による出席停止)

第9条の2 校長は、学校保健安全法第19条の規定により、児童生徒の出席停止 を指示したときは、速やかに出席停止措置報告書(第9号様式)により教育委 員会に報告しなければならない。

(承認又は届出を要する教材)

- 第11条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する 教科用図書(以下「準教科書」という。)については、使用開始日の20日前ま でに準教科書使用承認願書(第10号様式)により教育委員会の承認を受けなけ ればならない。
- 2 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次に掲げるものをおおむね1学期以上にわたって継続使用するときは、使用開始日の7日前までに教材使用届出書(第11号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
- (2) 学習していく過程で使用する各種の学習帳、練習帳の類

(教頭)

第13条 教頭は、校長の命を受け、所属職員(教頭を除く。)を監督する。

- 2 法第37条第8項(法第49条で準用する場合を含む。)の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、休職又は30日以上連続する休暇 を要する病気等で職務を執行することができないとき。
 - (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき。
- 3 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及び当該職務を終了したときは、校長又は教頭は、速やかに職務代理報告書(開始)(第12号様式)又は職務代理報告書(終了)(第13号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

(様式)

- 第25条 施行規則第24条に規定する指導要録は、小学校児童については第14号様式とし、中学校生徒については第15号様式とする。ただし、特別支援学級の児童生徒については、第14号様式又は第15号様式に代えてそれぞれ第14号様式の2又は第15号様式の2により指導要録を作成することができるものとする。
- 2 施行規則第25条に規定する出席簿は、小学校児童については第16号様式と し、中学校生徒については第17号様式甲、乙とする。
- 3 施行規則第58条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)に規定する卒業証書は第18号様式とする。

(学校施設等の滅失等)

第28条 校長は、学校施設等の全部又は一部を滅失又はき損したときは、児童生徒に危害が及ばないように処置するとともに、速やかに学校施設滅失(き損)報告書(第19号様式)又は学校設備滅失(き損)報告書(第20号様式)により教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(事故等の報告)

第32条 校長は、児童生徒又は職員に関し事故が発生したときは、教育委員会

が別に定める基準により、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、事故報告書(児童生徒用)(第21号様式)、交通事故報告書(職員用)(第22号様式)又は体罰に関する事故報告書(第23号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、台風、水害その他の自然災害により児童生徒、職員又は学校施設等に被害が生じたときは、速やかに被害状況報告書(第24号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

第1号様式(第3条第1項関係)

休 業 日 申 請 書		(事務	処理欄)
(あて先)横須賀市教育委員会		年	月	日
横须	頁賀市立		学校長	M
休業をしようとする日	年	月	月(曜日)
理由				
備考				

第1号様式の2(第3条第2項関係) (事務処理欄) 授業日変更申請書 年 月 (あて先)横須賀市教育委員会 学校長 🔟 横須賀市立 授業日としようとする日及び各授業時数 授業日とする理由 授業の概要 備考

第2号様式(第4条第2項関係)

振 替 授 業 届 出	書	(事務処理村	闌)
		年 月	日
(あて先)横須賀市教育委員会			
	横須賀市立	学校县	Ę 🗖
授業をしようとする休業日	月		曜日)
休業をしようとする授業日	月	月(曜日)
実施学年			
		計	人
理由			
備考			

第3号様式(第5条第1項関係)

臨 時 休 業	報告書		(事務処理欄	1)
(あて先)横須賀市教育委員会			年 月	日
		横須賀市立	学校長	
月 日から 月 日まで				日間
実施学年				
			計	人
理由				
備考				

第5号様式(表)(第7条関係)

	教育課	程編		(事務)	処理欄)			
((あて先)横須賀	買市	数育委員	会			年	月 日
				横	須賀市立	:	小学	校長 🕱
1	学校教育目標							
2	授業時数							
教	科・領域	等	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
	国	語						
	社	会						
教	算	数						
	理	科						
	生	活						
	音	楽						
	図画工	作						
l	家	庭						
科	体	育						
	特別の教科道	植徳						
	外 国	語						
外	国 語 活	動						
	合的な学習							
	別 活	<u>間</u> 動						
(学級活動							
特別	小 計 引活動(児童 <i>会</i>	> 活						
動	・ ク ラ ブ 活 動 交行事)							
独	自の教育活	動						
	総授業時数							

第6号様式(表)(第7条関係)

	教育課	程編成報	告書(中学	校用)		(事務	処理欄))
(あて先)横須賀	市教育委員	員会			年	月	日
			村	黄須賀市立		中	学校長	M
1	学校教育目標							
2	授業時数							
教	対科・領域等	1	年	2	年	3		年
教	国 語							
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
科	美術							
	保 健 体 育							
	技術家庭							
	外 国 語							
	特別の教科道徳							
	選択教科							
総合時	合的な学習の 間							
特級	別 活 動(学 活 動)							
	小 計							
特 (生 学	別 活 動 徒会活動・ 校 行 事)							
独目	自の教育活動							
	合 計							

第7号様式(表)(第8条第2項、第6項関係)

	校外(内		(事務処理欄)								
(なで生)	横須賀市教育	**************************************							年	月	日
(め(元)	惧 須負叩教育	月安貝云				横須賀	市立			学校長	M
期日	月	日午	時	出	爸			泊	本生	F度予定	
	月	日午	時	帰	盲			日		回中第	口
行 事 名											
場所											
第 学年(学級数)	在籍者数			参加	者数			参加	叩率		
引率者氏名	(〇印責任者)				引率者	1人に	つき			
						児童生	徒数				
経費(児童生	上徒1人につき	<u>*</u>)									
総額											
内 訳 積	立 金										
臨	時徴集金										

第8号様式(第9条第1項関係) (事務処理欄) 出席停止に関する意見書 年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会 横須賀市立 学校長 🗖 氏 名 (第 学年 組) 児童生徒 性 別 生年月日 住 所 保 護 者 氏 名 これまでの状況及び 指導経過等 出席停止を命ずる必 要があるとする理由 出席停止を命ずる必 要があるとする期間 出席停止中の指導方 針

そ

0)

他

第9号様式(第9条の2関係)

		出席	停止措置	置報告書		(事務处	L理欄)						
(あて先)	横須賀市都	数育委員:	会			横須	賀市立		年 学校		H M	
学	校名												
出	席停止を	を指示し	学年									合詞	+
た	児童生徒	走の人数	人数										
No.	年・組	氏 名		出席停止の 指示年月日		出席停止の 理由		上の	出席信 の期間		偱	1 -	考

第10号様式(第11条第1項関係)

	準教科	書使用承認願書			(事務	务処理欄)
(あて先)権	黄須賀市教育委員	ig			年	月	日
			横須賀市	立		学校長	
教 科 名							
教材の名称							
教材の内容							
編著者名							
発行所名							
発行年月日							
使用学年		使用部数		定価			
使用期間							
見本添付							
備考							

第11号様式(第11条第2項関係)

		教材	† 使	用	届出書			(事務処	L理欄)
(あて先)樹	黄須賀	市教育	委員会	숙				年	月 日
						横須賀	市立	学	华校長 🔽
教材の名称	編	著	者	名	発行所名	発 行 年月日	定 価	使用 学年	使用期日

第12号様式(第13条第3項関係)

職務代理報告書(開始)	(事務処理欄)
(あて先)横須賀市教育委員会	年 月 日
横須賀市立	学校長 🔽
教頭が校長の職務を代理する・職務を行う(該当する方を○で囲む。)
1 開 始 日 年 月 日	
2 期間(予定) 開始日から 年 月 日まで	
開始事由	
備考	

第13号様式(第13条第3項関係)

				職務代理	報告	書(終了)				(事系	务処理欄)
	(あて	(先)横	須賀市	数育委員会						年	月	日
							横须	預賀市立			学校長	
教	教頭が校長の職務を代理する・職務を行う(該当する方を○で囲む。)											
1	開	始	日	年	月	日						
2	終	了	日	年	月	目						
· 終	了事	由										
備	考											

	年		月			年		ŕ	沮	担	任				(I)		病生			その 早	/	出席停 止・忌	出なばない はない ながない も ながれる はない も ない も ない も ない も ない も ない も の も り に るい も り も り も り も り も り も り も り も り も り も	欠日	席数	出席
香号	児:	童	氏	名	日曜																	日数	ない日数	病気	その他	日 数
											+	+	+			+		+			-					
												1														
											+	+				+		+			<u> </u>					
											+	+				+		+								
												1														
											+	+	+			+	+	+	+							
											+	+				1		+								
												1						1								
	~~~~~				~~		<u></u>																			
	月 末	ノ	本。	月中に	_		異動差			本在	月籍児	ララ	攵													授日
ļ	名		名		名			名 ⁱ				名	直事													
	名		名		名			名言				名	i 相	E I												
ŀ	名		名		名			名言	唱減			名	1													

# 第19号様式(第28条関係)

学校施設滅失(き損)報告書		(事務	処理欄)	)
(あて先)横須賀市教育委員会		年	月	日
	横須賀市立		学校長	X
施設名				
発生年月日				
発生の理由				
滅失(き損)の状況				

第20号様式(第28条関係)

	学校設備滅失(き損)報告書													
(あて先)横須賀	市教育	委員会							年	三月	ı	Ħ		
		学校長 🔟												
発生年月日														
発生場所														
品 名	形寸	状法	単呼	位 称	数	量	単	価	金	額	購年月	入月日		
発生理由														
滅失(き損)の状況														

第21号様式(第32条第1項関係)

	(事務処理欄)				
(あて先)横須賀下	市教育委員会	年	月	日	
	横須賀市立		学校县		
事故の種類	<ol> <li>管理下の事故(・学校事故 ・交通事故)</li> <li>管理下外の事故(・学校事故 ・交通事故)</li> </ol>				
(ふりがな) 氏 名		月, 大		年 組	
発 生 日 時		·			
発 生 場 所					
事故の概要					
措置状況					

第22号様式(第32条第1項関係)

	(事務処理欄)								
(あて先)横須賀市	方教育	育委員会				年	<u>:</u> }	<b>∄</b> F	
				横須賀市立			学村	交長 🔽	
事故の種類									
事故に係る職員	職		氏名		年	齢		性別	
事故発生の日時					•	·			
事故発生の場所 住所等								地図海	系付
被害者(氏名) 及び被害状況等									
事故の発生経過									
事故発生後の措置									
備考									

第23号様式(表)(第32条第1項関係)

	体罰に関する事故報告書											
(あて先)横須賀市	(あて先)横須賀市教育委員会											
横須賀市立     学校長												
1 発生日時												
2 発生場所												
3 体罰を行っ	联 氏名 年	齢 性 別										
た職員	担当教科 担当学年・組	校務分担										
4 被害児童生	氏 名 学年·組	年 性 別										
徒	住所 保護者 氏 名	続柄										
5 体罰の発生経過と概要	<ul><li>(1) 体罰発生にいたる経過</li><li>(2) 体罰の概要</li></ul>											

#### (休業日)

- 第3条 施行規則第104条で準用する施行規則第61条第1号及び第2号に規定する 日以外に同条第3号の規定により教育委員会が定める高等学校の休業日は、 次のとおりとする。
  - (1) 市制施行記念日
  - (2) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
  - (3) 夏季休業日 7月21日から8月27日まで
  - (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
  - (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
  - (6) その他校長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 校長は、前項第2号から第5号までに規定する休業日については、前年度の 末日までに教育委員会に届け出て、それぞれの時期を変更し、又は日数を減 ずることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

# (振替授業)

- 第4条 校長は、体育祭、文化祭その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の 実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業することができる。
- 2 校長は、前項の恒常的行事以外に休業日に授業を行い、又は授業日に休業 しようとするときは、実施日の7日前までに振替授業届出書(第2号様式)によ り教育委員会に届け出なければならない。

# (休業日の授業)

第4条の2 校長は、校内における体験的な実習、単位取得に伴う特定期間に行う選択制の授業等、教育の実施上特に必要があると認める場合は、実施日の20日前までに休業日授業届出書(第2号様式の2)により教育委員会へ届け出て、休業日に授業を行うことができる。

# (臨時休業)

第5条 校長は、施行規則第104条で準用する施行規則第63条に規定する臨時休業を行ったときは、直ちに臨時休業報告書(第3号様式)により教育委員会に

報告しなければならない。

- 2 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症(以下この条において「感染症」という。)による生徒の欠席者数及びり患状況を勘案して学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業を行うことができる。
- 3 校長は、前項の臨時休業を行うときは、事前に教育委員会に連絡するとと もに、第1項の報告をしなければならない。
- 4 教育委員会は、地域における第2項の感染症のまん延状況により必要と認めたときは、第2項の規定にかかわらず、学校保健安全法第20条に規定する臨時休業を行うことができる。

# (教育課程の編成)

第7条 校長は、新年度において実施する高等学校の教育課程を、施行規則第 84条に規定する基準により編成し、学年開始後、4月末までに教育課程編成 報告書(第5号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

# (校外行事等)

- 第8条 校長は、遠足、修学旅行、キャンプその他の校外行事及び校内行事に ついては、教育委員会が別に定める基準により計画するものとする。
- 2 校外行事及び校内行事の承認又は届出の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 宿泊を伴う校外行事及び校内行事は、実施日の20日前までに校外(内)行事実施申請書・届出書(第6号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けること。
  - (2) 宿泊を伴わない校外行事は、実施日の7日前までに第6号様式により教育 委員会に届け出ること。
  - (3) 生徒の保護者から経費を徴収しない校外行事及び宿泊を伴わない校内行事は、承認又は届出の必要はない。
- 3 校長は、教育委員会が別に定める基準により難い校外行事及び校内行事の ときは、実施について事前に教育委員会と協議を行わなければならない。
- 4 校長は、修学旅行又はキャンプの目的地を新規に計画するときは、修学旅行については実施日の6箇月前、キャンプについては実施日の2箇月前で、目的地を決定する以前に新規計画書を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 対外運動競技を行う地域の範囲は、原則として県内とし、この場合は承認 又は届出の必要はない。

6 前項の規定により難い県外又は宿泊を伴う対外運動競技は、実施日の7日前までに第6号様式により教育委員会の承認を受けなければならない。

# (出席停止)

第10条 校長は、学校保健安全法第19条の規定により、生徒の出席停止を指示 したときは、速やかに出席停止措置報告書(第7号様式)により教育委員会に 報告しなければならない。

# (届出を要する教材)

- 第13条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する 教科用図書(以下「準教科書」という。)については、使用開始日の7日前ま でに準教科書使用届出書(第8号様式)により教育委員会に届け出なければな らない。
- 2 校長は、年次又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、次に掲げるものをおおむね1学期以上にわたって継続使用するときは、使用開始日の7日前までに教材使用届出書(第9号様式)により教育委員会に届け出なければならない。
  - (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
  - (2) 学習していく過程で使用する各種の学習帳、練習帳の類

# (教頭)

第15条 教頭は、校長の命を受け、所属職員(教頭を除く。)を監督する。

- 2 法第62条において準用する法第37条第8項の規定により、教頭が校長の職務 を代理し、又は行う場合は、次のとおりとする。この場合において、校長の 職務を代理する教頭の順序は、次条に規定する副校長、校長があらかじめ指 定した教頭の順序とする。
  - (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、休職又は30日以上連続する休暇を要する病気等で職務を執行することができないとき
  - (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき
- 3 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及び当該職務を終了したときは、校長又は教頭は、速やかに職務代理報告書(開始)(第10号様式)又は職務代理報告書(終了)(第11号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

# (学校施設等の滅失等)

第29条 校長は、学校施設等の全部又は一部を滅失又はき損したときは、生徒に危害が及ばないように処置するとともに、速やかに学校施設滅失(き損)報告書(第19号様式)又は学校設備滅失(き損)報告書(第20号様式)により教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

# (事故等の報告)

- 第36条 校長は、生徒又は職員に関し事故が発生したときは、教育委員会が別に定める基準により、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、事故報告書(生徒用)(第21号様式)、交通事故報告書(職員用)(第22号様式)又は体罰に関する事故報告書(第23号様式)により教育委員会に報告しなければならない。
- 2 校長は、台風、水害等の自然災害により生徒、職員又は学校施設等に被害が生じたときは、速やかに被害状況報告書(第24号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

第1号様式(第3条第1項関係)

( <del>1</del>	<b>k</b>	業	日	申	請	書				(事	孫処理	欄)	
(あて先)権	苗須	智市	数音刻	委員会	:						年	月	日
(6) (71)	~~~						横須	賀市立	拉横須	賀総合	高等学	校長 🔀	<b>a</b>
休業をしよう	5と	する	H						年	月	月(	曜日	)
理由													
備考													

# 第2号様式(第4条第2項関係)

振替授業届出書	(事	<b>务処理</b> 相	闌)
(あて先)横須賀市教育委員会	£	F J	月日
横須賀市立横須賀	総合高	<b>高等学</b> 相	交長 🔟
授業をしようとする休業日	月	日(	曜日)
休業をしようとする授業日	月	日(	曜日)
実施年次			
		計	人
理由			
備考			

第2号様式の2(第4条の2関係)					
休業日授業届出書		(事務処理	欄)		
			年	月	日
(あて先)横須賀市教育委員会					
	横須賀市立	工横須賀総合	高等	学校县	
授業等をしようとする休業日			月	日(	曜日)
実施年次				計	人
理由					
備考					

# 第3号様式(第5条第1項関係)

	臨	時	休	業	報	告	書		(事務処	理欄)	
(あて先)	構須	智市表	<b>新</b> 香之	<b></b> 套昌⊴	<b>\( \)</b>				年	月	日
(8) (71)	IM/M)	A 1174	N H 3					横須賀市立横須賀	総合高等	学校長	
	月		日	カゴ	ò						日間
	月		日	まっ	で						
実施年次											
										計	人
理由											
備考											

第5号様式(第7条関係)

			教育	:課 看	足編成報告書 年度		(事務	処理欄)	
(あ	て先)	横須賀	(市教	育委員	슾	横須	賀市立樹 校長	年 黄須賀総行	学校
	入	学生	F 度						
	年		次						
	学		科						
	学	級	数	(					
必履修科目		教	科			科	目		
総合選択科目		系	列			科	目		
<i>k</i> 7 +	71. TI	NI HI O	₩I. →	77 F.	総合的な学習の時間				
谷多	<b></b> 权 科 .	以外の	教育	沽 虭	ホームルーム				
	備		考						

#### 記入上の注意

- 1 必履修教科及び科目の欄は高等学校学習指導要領に示された名称と順序によって記入すること。
- 2 各科目の単位数については、科目ごとに示すこと。
- 3 各教科以外の教育活動の欄には、週の時間割に組まれている総合的な学習の時間及びホームルームの単位時間数をそれぞれ記入すること。
- 4 備考欄には、各教科以外の教育活動の運営上の問題点その他特記すべき事項を記入すること。

第6号様式(表)(第8条第2項、第6項関係)

	校外(	内)彳	<b>于事</b> 第	<b>E施申請</b> 書	書・届出書			(事務	务処理	!欄)	
								年	Ē.	月	Ħ
(あて先)	横須貧	買市都	效育多	委員会							
						横須賀市立	立横須賀	総合高	5等学	校長	
期日	月	日	午	時	出発	泊	本年度	予定			
	月	日	午	時	帰着	日			回中	第	П
行 事 名											
場所											
第 年次	在籍	者数			参加者数	ά	7/2	参加率			
引率者氏名	(()印	責任	者)			引率者1人 生徒数	につき				
経費(生徒)	1人に~	つき)									
総額											
	立										
空	時徴集	<b>集金</b>									

第7号様式(第10条関係)

/14												
			出席停	止扌	昔置報告:	書		(事務処	理欄)			
(	あて先	) 横	<b>須賀市教育</b>	育委	員会		横須賀	市立横須	年智総合		交長	M
区	分								Z (10 L)	1.4.4.4.1		
出席	哲停止を		音示した生	学	年						合	計
徒の	人数			人	. 数							
No.	年・泊	狙	氏 名			停止の 年月日	出席何 理由	亭止の	出席の其	第停止 期間	備	考

# 第8号様式(第13条第1項関係)

	準教科書	上 使 用 届 出 書			(事務処	理欄)	
(なで生)だ	黄須賀市教育委員	Δ			年	月	日
(Ø) ( Æ) (B	<b>以</b> 有其 III 教 目 <b>安</b> 頁	<u> </u>	横須賀市立	横須賀	総合高等	学校長	X
教 科 名							
教材の名称							
教材の内容							
編著者名							
発行所名							
発行年月日							
使用年次		使用部数		定価			
使用期間							
見本添付							
備考							

第9号様式(第13条第2項関係)

	幸	牧 柞	才传	吏 用	届出書	<u>+</u>		(事務処理	里欄)
								年	月 日
(あて先)横	須賀市	<b></b>	育委員	員会					
						横須賀市	立横須賀絹	総合高等等	学校長 🔟
教材の名称	編	著	者	名	発行所名	発 行年月日	定 価	使 用学 級	使用期日

第10号様式(第15条第3項関係)

			項	线務代理報			(事務処	理欄)			
	(あて)	先)横	須賀市教	育委員会					年	月	Ħ
						ħ	横須賀市立	工横須賀総	総合高等	学校長	
教	て頭が核	を長のほ	職務を代	理する・稲	哉務を行	fう(該当 [~]	する方を(	つで囲む。	)		
1	開	始	日	年	月	目					
2	期間	(予定)	)	開始日	から	年	月	日まで	C		
開	始事由	1									
作	拷										

第11号様式(第15条第3項関係)

	職務代理報告書(終了)								(事務処理欄)				
	(あ ⁻	(先)	横須賀	冒市教育多	委員会					年	F	I	日
							横	須賀市立	<b>五横須賀</b>	総合高	等学校	泛長	
教	:頭が	校長	の職務	<b>客を代理</b> す	する・暗	哉務を行う(	該当す	-る方を(	つで囲む	?。)			
1	開	始	日		年	月	日						
2	終	了	目		年	月	日						
終	了事	i.eh											
備	考												

第19号様式(第29条関係)

学校施設滅失(き損)報告書		(事務処	理欄)	
		年	月	目
(あて先)横須賀市教育委員会				
	横須賀市立横須賀	総合高等	学校長	M
施 設 名				
発生年月日				
発生の理由				
滅失(き損)の状況				

第20号様式(第29条関係)

	学校設備滅失(き損)報告書									(事務	処理欄	目)
(あて先	)横須賀	市教育	委員会	ŗ						年	月	日
						横	須賀	市立核	黄須賀	総合高	等学校	長 🔟
発生年月	В											
発生場所												
品	名	形寸	状法	単呼	位 称	数	量	単	価	金	額	購 入 年月日
発生の理由	Ħ											
滅失(き損	i)の状況											

第21号様式(第36条第1項関係)

:	(事務処理欄)				
		年	三月	E	3
(あて先)横須賀	市教育委員会				
	横須賀市立横須賀	総合高	等学校	長屋	<b>(</b>
事故の種類	1 管理下の事故(・学校事故 ・交通事故)				
7 B V E M	2 管理下外の事故(・学校事故 ・交通事故)				
(ふりがな)		男		年	組
氏 名		女		-	
発 生 日 時					
発 生 場 所					
事故の概要					
措置状況					

第22号様式(第36条第1項関係)

2	(	事務処理	<b>担欄)</b>					
(あて先)横須賀	買市教	育委員会		横須賀市立横	須賀総	年 合高等学		II
事故の種類								
事故に係る職員	職		氏名		年齢		性別	
事故発生の日時								
事故発生の場所 住所等							地図	添付
被害者(氏名) 及び被害状況等								
事故の発生経過								
事故発生後の 措置								
備考				-				

第23号様式(表)(第36条第1項関係)

	体	調に関する	多事故報告	<b>与書</b>				(事務処理	里欄)	
								年	月	日
(あて先)横須賀	賀市参	対育委員会								
				ŧ	黄須賀市	5立横	須賀総	合高等等	学校長	
1 発生日時										
2 発生場所										
3 体罰を行っ	職		氏名				年齢		性別	
た職員	担	当教科		担当年	手次・維	ı.		校務分	}担	
4被害生徒	氏名			年沙	く・組	·	年齢	;	性別	
4 饭音生促	住所				保護和 氏 名	- 1			続柄	
	(1)	体罰発生	にいたる	経過						
5 体罰の発生 経過と概要	(2)	体罰の概	要							

#### (休業日)

- 第3条 施行規則第39条において準用する施行規則第61条第3号の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 市制施行記念日
  - (2) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
  - (3) 夏季休業日 7月20日から9月2日まで
  - (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月8日まで
  - (5) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
  - (6) その他園長が必要と認めた日。ただし、実施日の20日前までに休業日申請書(第1号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、園長は前年度に保育 日変更申請書(第1号様式の2)を提出し、教育委員会の承認を受けて、全部又 は一部の学齢について同項第2号から第5号までに規定する休業日の一部を保 育日とすることができる。

#### (振替保育)

- 第4条 園長は、運動会その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に保育を行い、又は保育日に休業することができる。
- 2 園長は、前項の恒常的行事以外に休業日に保育を行い、又は保育日に休業 しようとするときは、実施日の7日前までに振替保育届出書(第2号様式)によ り教育委員会に届け出なければならない。

#### (臨時休業)

- 第5条 園長は、施行規則第39条で準用する施行規則第63条に規定する臨時休業を行ったときは、直ちに臨時休業報告書(第3号様式)により教育委員会に報告しなければならない。
- 2 園長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症(以下この条において「感染症」という。)による園児の欠席者数及びり患状況を勘案して学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業を行うことができる。
- 3 園長は、前項の臨時休業を行うときは、事前に教育委員会に連絡するとともに、第1項の報告をしなければならない。
- 4 教育委員会は、地域における感染症のまん延状況により必要と認めたときは、第2項の規定にかかわらず、学校保健安全法第20条に規定する臨時休業

を行うことができる。

#### (教育課程の編成)

- 第7条 園長は、新年度において実施する幼稚園の教育課程を、施行規則第38 条に規定する基準により編成しなければならない。
- 2 園長は、前項の教育課程を編成しようとするに当たり、前年度末までに横 須賀市立幼稚園教育課程編成承認申請書(第5号様式)を提出し、教育委員会 の承認を受けなければならない。

# (園外行事等)

- 第8条 園長は、遠足その他の園外行事及び園内行事については、教育委員会 が別に定める基準により計画するものとする。
- 2 園外行事及び園内行事の届出の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 園児の保護者から経費を徴収し、又は宿泊を伴わない園外行事は、実施 日の7日前までに園外行事実施承認申請書(第6号様式)を提出し、教育委 員会に承認を受けること。
  - (2) 園児の保護者から経費を徴収しない園外行事及び宿泊を伴わない園内行事は、届出の必要はない。

#### (出席停止)

第9条 園長は、学校保健安全法第19条の規定により、園児の出席停止を示したときは、速やかに出席停止措置報告書(第7号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

#### (届出を要する教材)

第11条 園長は、学年全員又は特定の集団全員の教材として、教育していく過程で使用する各種保育用図書の類をおおむね1学期以上にわたって継続使用しようとするときは、あらかじめ教材使用承認申請書(第8号様式)を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

#### (職務代理)

- 第13条 次に掲げる場合には、教育委員会が指名する者が園長の職務を代理 し、又は行うものとする。
  - (1) 職務を代理する場合 園長が海外出張、休職又は30日以上連続する休暇

を要する病気等で職務を執行することができないとき。

- (2) 職務を行う場合 園長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき。
- 2 教育委員会が指名する者は、前項の規定により園長の職務を代理し、又は行う場合及び当該職務を終了したときは、速やかに職務代理報告書(開始)(第9号様式)又は職務代理報告書(終了)(第10号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

### (幼稚園施設等の滅失等)

第24条 園長は、幼稚園施設等の全部又は一部を滅失又はき損したときは、園 児に危害が及ばないように処置するとともに、速やかに幼稚園施設滅失(き 損)報告書(第14号様式)又は幼稚園設備滅失(き損)報告書(第15号様式)によ り教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (事故等の報告)

- 第30条 園長は、園児又は職員に関し事故が発生したときは、教育委員会が別に定める基準により、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、事故報告書(園児用)(第16号様式)、交通事故報告書(職員用)(第17号様式)又は体罰に関する事故報告書(第18号様式)により教育委員会に報告しなければならない。
- 2 園長は、台風、水害その他の自然災害により園児、職員又は幼稚園施設等 に被害が生じたときは、速やかに被害状況報告書(第19号様式)により教育委 員会に報告しなければならない。

# 第1号様式(第3条第1項関係)

	休	業	日	申	請	書			(事務处	Ŀ理欄)	
(七一十) 株容加士	- 47/4-	<b>女</b> 子!	<b>3</b>						年	月	日
(あて先)横須賀市	教	子	貝会				横須賀市立		幼	稚園長	
休業をしようとする	日							年	月	月(	曜日)
理由											
備考											

# 第1号様式の2(第3条第2項関係) (事務処理欄) 保育日変更申請書 年 月 (あて先)横須賀市教育委員会 横須賀市立 幼稚園長 保育日としようとする日及び各保育時数 保育日とする理由 保育の概要 備考

# 第2号様式(第4条第2項関係)

振替保育届出書		(事務処理	里欄)
		年	月 日
(あて先)横須賀市教育委員会			
横須賀市	₩.	幼科	推園長 🔽
	目(		
休業をしようとする授業日月	目(	曜日)	
実施学級			
		計	人
理由			
備考			

# 第3号様式(第5条第1項関係)

	臨	時	休	業	報	告	書		(事務	処理欄)	
(あて先)横須須	賀市都	教育委	委員会						年	月	П
								横須賀市立	2	幼稚園县	
月		日	から	ò							日間
月		日	まっ	で							
実施学級											
									į	计	人
理由											
備考											

第5号様式(第7条第2項関係)

#### 横須賀市立幼稚園教育課程編成承認申請書

(あて先)横須賀市	市教育委員会 横須賀市立	年 月 日 幼稚園長
月	4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1	月 2 月 3 月
期		
幼児の姿		
期のねらい領域で の具体的なねらい		
内 容		
教師の援助		
家庭や地域との 連携		

第6号様式(表)(第8条第2項関係)

	園夕	<b>小</b> 行事実施	<b>施承</b> 認	8申請書	ţ		(事務処理	!欄)
(あて先)	横須賀市教育	育委員会					年	月 日
					横須賀市	立	幼稚	園長 🔽
期日	月 日	午				本年度		
		午	時	帰着			回中第	旦
行 事 名								
場所								
歳児 学級	在籍者数			参加者	者数	;	参加率	
引率者氏名	(○印責任者	•)			引率者1人に 園児数	こつき		
	立金							
品	時徴集金							

第7号様式(第9条関係) (事務処理欄) 出席停止措置報告書 (あて先)横須賀市教育委員会 幼稚園長 🕅 横須賀市立 幼稚園名 組 合 計 出席停止を指示した園児の人数 数 出席停止の 出席停止の 出席停止 組 氏 名 備考 No. 指示年月日 理由 の期間

第8号様式(第11条関係)

	教材	才 信	更丿	用 承	認	申請	書				(事務処理	!欄)
											年	月 日
(あて先)横	須賀	市教	育委	員会								
							横須賀	賀市:	立		幼稚	園長 🔽
教材の名称	編	著	者	名	発行	 	発 年月	行日	定	価	使用学級	: 使用期日

# 第9号様式(第13条第2項関係)

職務代理報告書(開始)	(事務処理欄)
	年 月 日
(あて先)横須賀市教育委員会	
横須賀市立	幼稚園長 🔟
教頭が園長の職務を代理する・職務を行う(該当する方を○で匪	t.)
1 開始日 年月日	
2 期間(予定) 開始日から 年 月 日まで	
開始事由	
備考	

第10号様式(第13条第2項関係)

				職	養代理	里報	告書(編	終了)			(事系	务処3	理欄)	
											年		月	目
	(あ	て先)	横須	賀市教	育委員	会								
									横須賀市立			幼和	<b>進園長</b>	
	教頭	が園	長の	職務を何	代理す	つる	<ul><li>職務</li></ul>	を行う	(該当する方を(	)で囲	む。)			
1	開	始	日		4	丰	月	日						
2	終	了	日		4	丰	月	日						
終	了事	由												
備	考													

# 第14号様式(第24条関係)

幼稚園施設滅失(き損)報告書	(事務処理欄)
	年 月 日
(あて先)横須賀市教育委員会	
横須賀市立	幼稚園長
施設名	
発生年月日	
発生の理由	
滅失(き損)の状況	

# 第15号様式(第24条関係)

		(事	務処理	攔)								
(あて	先)横須賀	市教育	委員会							£	F J	目 目
						横	須賀	市立			幼稚園	圖長 🔯
発生年月	日											
発生場所	ſτ											
品	名	形寸	状法	単呼	位称	数	量	単	価	金	額	購 入 年月日
発生の理	里由											
滅失(き	損) の状況											

第16号様式(第30条第1項関係)

	事故報告書(園児用)	(事務外	心理欄)
		年	月 日
(あて先)横須賀	市教育委員会		
	横須賀市立	约	1稚園長 🔽
事故の種類	1 管理下の事故(・幼稚園事故 ・交通事故 2 管理下外の事故(・幼稚園事故 ・交通事故		
(ふりがな) 氏 名		男女	歳児学級
発 生 日 時			
発生場所			
事故の概要			
措置状況			

# 第17号様式(第30条第1項関係)

交通事故報告書(職員用)									<b>捏欄)</b>	
(あて先)横須賀	市教	育委員会						年	月	日
				ŧ	横須賀市立			幼稚	園長	M
事故の種類										
事故に係る職員	職		氏名			年	齢		性別	
事故発生の日時										
事故発生の場所 住所等									地図	添付
被害者(氏名) 及び被害状況等										
事故の発生経過										
事故発生後の 措置										
(備考)										

# 第18号様式(表)(第30条第1項関係)

	(事	務処	理欄)								
(あて先)横須賀	'市教育	了委員会							年	月	日
				横	須賀市	5立			幼科	作園長 📗	<b>A</b>
1 発生日時											
2 発生場所											
3 体罰を行っ	職		氏名				年齢	à		性別	
た職員	担当歳児学級				園務分担			1			
	氏名				学級			年齢		性別	
4 被害園児	住所	住 保護者氏 名								続柄	
5 体罰の発生経過と概要		体罰発生に 体罰の概要	いたる希	圣過							

#### (振替授業)

- 第4条 校長は、年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は休業日以外の日に授業を行わないことができる。
- 2 校長は、前項の恒常的行事以外に休業日に授業を行い、又は授業日に休業 しようとするときは、振替授業届出書(第1号様式)により教育委員会に届け 出なければならない。

#### (臨時休業)

- 第5条 校長は、台風、水害等の自然災害により臨時休業を行ったときは、直 ちに臨時休業報告書(第2号様式)により教育委員会に報告しなければならな い。
- 2 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症(以下この条において「感染症」という。)による学生の欠席者数及びり患状況を勘案して学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定する臨時休業を行うことができる。
- 3 校長は、前項の臨時休業を行うときは、事前に教育委員会に連絡するとともに、第1項の報告をしなければならない。
- 4 教育委員会は、感染症のまん延状況により必要と認めたときは、第2項の規定にかかわらず、学校保健安全法第20条に規定する臨時休業を行うことができる。

#### (懲戒)

- 第7条 校長は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第26条に規定する懲戒処分を学生に行う場合は、当該学生の保護者又は当該学生に懲戒の趣旨を説明するとともに、当該学生の保護者又は当該学生の意見を聴かなければならない。
- 2 校長は、前項に規定する懲戒処分を行ったときは、懲戒処分報告書(第3号 様式)により教育委員会に報告するものとする。

#### (出席停止)

第8条 校長は、学校保健安全法第32条第3項の規定により準用される同法第19 条の規定により、学生の出席停止を指示したときは、速やかに出席停止措置 報告書(第4号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

#### (学校施設等の滅失等)

第13条 校長は、学校施設等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、 学生に危害が及ばないように処置するとともに、速やかに学校施設滅失(き 損)報告書(第5号様式)又は学校設備滅失(き損)報告書(第6号様式)により教 育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (事故等の報告)

- 第17条 校長は、学生又は職員に関し事故が発生したときは、教育委員会が別に定める基準により、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかに事故報告書(学生用)(第7号様式)又は交通事故報告書(職員用)(第8号様式)により教育委員会に報告しなければならない。
- 2 校長は、台風、水害等の自然災害により学生、職員又は学校施設等に被害が生じたときは、速やかに被害状況報告書(第9号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

# 第1号様式(第4条第2項関係)

振替授業届出書	(事務処理欄)			
		第年	月	号日
(あて先)横須賀市教育委員会 横須	質市立看護専門	門学村	交長	X
授業をしようとする休業日 休業をしようとする授業日		月 ( 月 (		
実施学年				
理由		計		人
備考				

# 第2号様式(第5条第1項関係)

	臨	時	休	業	報	告	書		(事務処理欄)			
	PSHI	,	711-	八	TIA							
										第		号
										年	月	日
(あて先)横須	賀市都	效育多	委員会	슾								
								横須	[賀市立看護専門	月学村	交長	M
月	日カ	から										BB
月	日音	まで										日間
実施学年												
										計		人
理由												
 備考												

#### 第3号様式(第7条第2項関係)

(事務処理欄) 懲 戒 処 分 報 告 書 第 号 年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会 横須賀市立看護専門学校長 氏 名 学 年 処 分 内 容 処分実施日 処 分 理 由 備 考

第4号様式(第8条関係)

(事務処理欄) 出席停止措置報告書 年 月 (あて先)横須賀市教育委員会 横須賀市立看護専門学校長 年 合 計 出席停止させた学生の 人数 数 人 出席停止の 出席停止の 出席停止 学年 氏 名 備考 No. 指示年月日 理由 の期間

第5号様式(第13条関係)	
学校施設滅失(き損)報告書	(事務処理欄)
(あて先)横須賀市教育委員会	第 号 年 月 日
	横須賀市立看護専門学校長
施設名	
発生年月日	
発生の理由	
滅失(き損)の状況	

第6号様式(第13条関係)

免0万馀八(免1	3本因际/										
	学校設備滅外	(事務	処理欄	<b>同)</b>							
(あて先)横須	賀市教育委員会	슾			ħ	黄須賀市	市立看		第年学校		号日
発生場所											
発生年月日											
品 名	形状法		数	量	単	価	金	額	購年	月	入日
発生の理由											
滅失(き損)の	状況										

第7号様式(第17条第1項関係)

7131 - 3 184-4 (7132		
	事故報告書(学生用)	(事務処理欄)
(あて先)横須	項價市教育委員会	第 号年 月 日 日 横須賀市立看護専門学校長
事故の種類	1 管理下の事故(学校事故 交通事故 2 管理下外の事故(学校事故 交通事	
氏 名		学年
発生日時		
発生場所		
事故の概要		
措置状況		

第8号様式(第17条第1項関係)

交	通事	(事務処理欄)						
(あて先)横須賀市	教育多	委員会		村	黄須賀市立看護専	第 年 門学校	月	号日
事故の種類								
事故に係る職員	職		氏名			年齢		
事故発生日時								
事故発生場所								
被害者氏名								
被害状况等								
事故の発生経過								
措置状況								
備考								